

福岡県公報

平成18年11月27日
第2612号

目次

告示(第2327号-第2333号)

○家畜伝染病の発生	(畜産課)	1
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3

公安委員会

○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	3
---	---------------	---

告示

福岡県告示第2327号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年11月27日

福岡県知事 麻生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨ-ネ病	牛	患畜	1頭	福岡市西区太郎丸3-5-5	18・11・7
ヨ-ネ病	牛	患畜	1頭	朝倉市持丸841	18・11・8

ヨ-ネ病	牛	患畜	1頭	福岡市西区太郎丸3-5-5	18・11・7
ヨ-ネ病	牛	患畜	1頭	朝倉市持丸841	18・11・8

福岡県告示第2328号

福岡県税条例(昭和25年福岡県条例第36号)第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程(昭和48年9月福岡県訓令第16号)第135条の規定により次のように告示する。

平成18年11月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 特約業者の氏名又は名称
株式会社 三光サービス(代表取締役 藤並 寿美代)
- 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県福岡市博多区三筑二丁目1番地1
- 特約業者の指定取消年月日
平成18年9月30日

福岡県告示第2329号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成18年10月26日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人学童保育クラブパワフルキッズ
 - 代表者の氏名

坂田 菊恵

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県京都郡苅田町若久町三丁目1番地41

(4) 定款に記載された目的

この法人は、共働きで家に帰っても大人がいない家庭の子供に対し、安全に、そして楽しく過ごせる場を提供する事業を行い、異年齢の子供たちの集団の中で個性を活かし、心豊かで元気な子供を育成することに寄与することを目的とする。とともに、親の働く権利と家族の生活を守ることを目的とする。

福岡県告示第2330号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年11月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人心の修練教育院ハートクリーニング

(2) 代表者の氏名

春日 雅江

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区青葉台南三丁目11番4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、現代社会のさまざまなストレスに悩まされる多くの人々を対象に、基本的なストレス解消方法と生きがいづくりに関する調査研究や情報発信、啓発のための事業を通じて、多くの人々がストレスから根本的に解放されて、ストレスのない、心豊かなゆとりと安らぎに包まれた暮らしの中で生きがいを持ち、生き生き

と自信に満ちた姿で生きていけるよう手助けし、平和で安全で健全で暮らしやすい社会の建設に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2331号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年11月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふれあいの家

(2) 代表者の氏名

木下 美紀

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市観世音寺一丁目25-22

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害児・者、及びその家族、その他日常的・社会的支援を必要とするものに対して、生きる力をつけ精神的、社会的に自立した生活ができるよう、一人一人に応じたサービス・支援を行い、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業及び障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の受託、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業により、障害児・者、高齢者及びその家族、その他日常的・社会的支援を必要とするものに対して、生きる力をつけ、精神的・社会的に自立した生活ができるよう、一人一人に応じたサービス・支援を行い、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2332号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年11月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 伊都はまぼう会

(2) 代表者の氏名

岸 愛子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県前原市前原中央三丁目3番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者とその家族に対する理解を深める活動や障害者に対して地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い障害者が安心して暮らせる街づくりの実現や障害者福祉の増進に努めることを目的とする。

福岡県告示第2333号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年11月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人共同作業所さくらんぼ

(2) 代表者の氏名

別府 哲英

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市田主丸町田主丸459番地11（久留米市田主丸町総合支所 別館内）

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者を中心に広く障害者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

公安委員会**福岡県公安委員会告示第327号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成18年11月27日

福岡県公安委員会

1 講習の区分、期日、時間及び場所

法第2条第1項第4号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成19年3月1日（木）から 同年3月2日（金）までの間	午前9時30分から 午後4時35分まで （ただし、最終日 の講習については	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

午後0時10分までとし、その後、修了考査を実施する。)

2 受講定員

30名

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

4 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

※ 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(2) 旧資格者証の写し

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成18年12月8日（金）から平成19年1月26日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、受講申込者が定員に達したときは、受付を締め切ることにする。

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類（前記4）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申込みを行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参（代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）すること。

6 講習受講手数料

10,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受験申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。